

## 税制上の優遇措置について

東京フィルハーモニー交響楽団は内閣府により【芸術の普及向上等、公益の増進に著しく寄与する法人】として公益財団法人の認可を受けています。公益財団法人 東京フィルハーモニー交響楽団に対する寄附金(個人/法人としての賛助会会費、その他の寄附金)は、**確定申告**をすることにより税制上の優遇措置を受けることができます。

### ● 個人としてのご寄附

1年間(1月1日から12月31日まで)の寄附金総額から2,000円を引いた金額が控除対象となります。控除額は総所得金額の40%が上限となります。

#### ◆ 所得税について

所得税の控除を受けるための確定申告は、以下の2つの申告方法からお選びいただけます。

<p>所得控除</p>	<p>所得金額から寄附金額を控除してから税額を計算する方法です。</p> <p>計算式: <math>\text{課税所得金額} = \text{所得金額} - [\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}]</math></p> <p>※所得金額に対して寄附金額が大きい場合に、減税効果がより大きくなります。                  ※控除の対象となる寄附金額の上限は所得金額の40%までです。                  ◎確定申告の際は、東京フィルが発行する「寄附金額収証書」の提出が必要です。</p>
<p>税額控除</p>	<p>所得税額から寄附金額×40%にあたる金額を、直接減算する方法です。</p> <p>計算式:  <math>\text{所得税額} = \text{課税所得金額} \times \text{所得税率} - [(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%]</math></p> <p>所得控除と比較して、ほとんどのご寄附について減税効果が大きくなります。                  ※控除される寄附金額の上限は「所得税額の25%まで」かつ「所得金額の40%程度(住民税と合わせると50%程度)」までです。                  ◎確定申告の際は、東京フィルが発行する「寄附金額収証書」と内閣総理大臣の承認による「税額控除に係る証明書」の2点が必要となります。                  ◎東京フィルの税額控除に係る証明書は東京フィル担当までお問合せください。</p>

#### ◆ 個人住民税について

(1) 東京都にお住まいの方は、所得税に加えて個人住民税控除も受けることができ

**個人住民税額から「(寄附金額-2000円)×4%」に相当する税額が控除**されます。

※ご不明な点などは、お手数ですが東京都主税局までお問合せをお願いいたします。

東京都主税局 課税部 課税指導課 03-5388-2963

寄附金税額控除の詳細については <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

(2) 東京都以外にお住まいの方は、地域により対応が異なりますので、お手数ですがお住まいの市区町村の税務担当課へお問合せください。お住まいの市区町村の条例で控除対象寄附金として指定されている場合は、

**個人住民税額全体から「(寄附金額-2,000円)×10%」に相当する税額が控除**されます。

#### ◆ 相続財産の寄附、ご遺贈について

故人の遺言によりその財産の全部または一部をご寄附くださる場合は、その金額が相続税の課税対象から除外されます。東京フィルは公益財団法人であるため、相続人の意志により相続財産からご寄附いただいた場合にも、その寄附金額は相続税の課税対象から除外されます。

参考:国税庁ホームページ:「No.4108 相続税がかからない財産 ~ 概要 7.」

7 相続や遺贈によって取得した財産で、相続税の申告期限までに国または地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの、あるいは、相続や遺贈によって取得した金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4108.htm>

相続税の申告は、被相続人がお亡くなりになったことを知った日の翌日から 10 か月以内に行う必要があります。詳しくは[国税庁ホームページ:相続税]もご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/sozoku/sozoku.htm>

#### ● 法人としてのご寄附

東京フィルは特定公益増進法人に指定されているため、特例が適用され、「(1)一般法人への寄附」による損金算入に加え、「(2)特定公益増進法人への寄附」による損金算入限度額が加算されます。

##### (1) 一般法人への寄附による損金算入限度額

$$〔資本金等の額 \times (当期の月数 \div 12) \times 0.25\% + 所得金額 \times 2.5\%〕 \div 4$$

##### (2) 特定公益増進法人への寄附による損金算入限度額

以下の①と②のいずれか少ない金額が損金算入限度額に加算されます。

①特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

②下記の計算式に沿った特別損金算入限度額

$$〔資本金等の額 \times (当期の月数 \div 12) \times 0.375\% + (所得の金額 \times 6.25\%)〕 \div 2$$

➡ 法人税の損金算入限度額 = (1) + (2) となります。

——東京フィルへのご寄附・賛助会への入会をご検討くださいます際には、下記宛お気軽にお問合せください。

公益財団法人 東京フィルハーモニー交響楽団 広報渉外部 担当

TEL.03-5353-9521(平日 10 時~18 時) / E-mail [partner@tpo.or.jp](mailto:partner@tpo.or.jp)